

山梨県立大学大学戦略室規程

(令和7年10月1日制定 大学第8851号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）第31条の2第4項の規定に基づき、山梨県立大学大学戦略室（以下「大学戦略室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 大学戦略室は、基本規則第31条の2第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 大学の中長期的な戦略に関する業務
- (2) 大学改革に関する業務
- (3) 教育研究組織の設置・再編に関する業務
- (4) その他大学戦略室の目的を達成するために必要な業務

(構成)

第3条 大学戦略室は、基本規則第31条の2第2項の室長のほか、次に掲げる者により構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学長補佐
- (3) 事務統括マネージャー
- (4) UA（大学専門職員）
- (5) 事務職員
- (6) その他必要な教職員

(室長)

第4条 室長は、前条第1号に掲げる者（2人以上置かれている場合は、学長が指名した者）をもって充てる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、大学戦略室の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。